

社会福祉法人寿生会役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人寿生会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称は如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|---------|-------|---------|
| (1) 理事長 | 月額報酬額 | 60,000円 |
| (2) 理事 | 日額報酬額 | 7,000円 |
| (3) 監事 | 日額報酬額 | 7,000円 |
| (4) 評議員 | 日額報酬額 | 7,000円 |
- 2 役員等に対する1人当たりの各年度の総額は、当該各号に定める額を超えない範囲とする。
- | | |
|---------|----------|
| (1) 理事長 | 800,000円 |
| (2) 理事 | 50,000円 |
| (3) 監事 | 100,000円 |
| (4) 評議員 | 30,000円 |

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次に定める時期とする。

- 2 理事長の報酬は、月の初日から末日までを単位として、その月の25日を支給日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合、職員給与規程第39条の規定に準じて支給する。支給は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 理事長以外の役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等以外の理事長が委嘱した各委員が、理事長の招集に応じて職務を行う場合、4,500円以内の日額報酬を費用弁償として支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日より施行する。
- 2 平成17年5月1日施行の規程は全部改正する。